

本事務連絡のポイント

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、令和3年度における幼保連携型認定こども園の健康診断の取扱いについて整理しましたので、お知らせいたします。なお、文部科学省及び厚生労働省からも健康診断の実施に関する事務連絡等が発出されております。

事 務 連 絡  
令 和 3 年 3 月 9 日

都道府県  
各 指定都市 認定こども園担当課 御中  
中 核 市

内閣府子ども・子育て本部参事官付  
(認定こども園担当)

幼保連携型認定こども園における園児の健康診断の実施等に係る対応について

日頃より認定こども園行政の推進に御尽力・御協力いただき大変ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、幼保連携型認定こども園について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第27条において準用する学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく園児の健康診断の実施については下記のとおり取り扱うこととします。

なお、これに伴い、「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた幼保連携型認定こども園の園児及び職員の健康診断の実施等に係る対応について」（令和2年3月31日付け内閣府事務連絡）における「2. 職員の定期的健康診断の実施について」は廃止しますので、職員の健康診断については、毎学年定期に実施するようお願いいたします。

また、幼稚園型認定こども園については、文部科学省が発出した「学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施等に係る対応について」（令和3年3月1日付け事務連絡）に基づきご対応を、保育所型認定こども園については、厚生労働省が発出した「新型コロナウイルス感染症対策に関する保育所等に関するQ&A（第八報）」（令和3年1月7日付け）の問13（※今後改正予定あり）に沿ってご対応いただきますようお願いいたします。

つきましては、管内の認定こども園及び市町村に対して周知いただきますようお願いいたします。

記

## 1. 園児の健康診断（認定こども園法第 27 条において準用する学校保健安全法第 13 条第 1 項）の実施について

園児の健康診断は、入園時及び毎年度 2 回行う（そのうち 1 回は 6 月 30 日までに行うものとする。）ことを原則としている（認定こども園施行規則第 27 条において読み替える学校保健安全法施行規則第 5 条）。

### （1）令和 2 年度の健康診断について

新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって入園時及び毎年度 2 回実施することができない場合には、少なくとも 1 回は実施することとしているが、まだ 1 回も実施していない園については、早急に実施すること。

### （2）令和 3 年度の健康診断について

健康診断は、教育・保育活動を行う上で、園児の健康状態を把握し、必要な措置を講じるという重要な役割を果たしていることから、早期に実施することが求められている。一方で、令和 3 年度においては、学校医等も新型コロナウイルスワクチン接種の対応等を行うことが求められる場合など、地域によっては健康診断の実施体制が整わない等の状況も想定される。これらを踏まえ、健康診断については、新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって入園時及び毎年度 2 回（そのうち 1 回は 6 月 30 日まで）実施することができない場合は、健康診断の実施を延期して差し支えないこと。なお、延期する場合でも、可能な限りすみやかに実施すること。

## 2. その他の留意事項

健康診断について実施を延期する場合は、特に、日常的な健康観察や保護者との情報の共有等による園児の健康状態の把握に一層努め、健康上の問題があると認められる場合は、健康相談や保健指導等を実施し、適切に支援すること。

（本件担当）

内閣府子ども・子育て本部参事官付

（認定こども園担当）

Tel : 03 (6257) 3095

Fax : 03 (3581) 2521